

保護者のみなさまへ

向日市子育て支援課

きょうだい幼稚園等に在園されている場合の保育所保育料の軽減について

向日市では、向日市内の認可保育所に入所されている児童のきょうだい幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園をいう。）等に在園されている場合、その児童も含め、保育所保育料を算定することとしております。なお、対象となる施設は下記をご確認ください。

## 1 保育料軽減の仕組み

		対象施設
1人目	幼稚園等	①幼稚園 ②認定こども園 ③特別支援学校幼稚部 ④知的障害児通園施設 ⑤難聴幼児通園施設 ⑥肢体不自由児施設通園部 ⑦情緒障害児短期治療施設通所部 ⑧児童デイサービス
2人目	保育所 基準額×1/2	
3人目以降	保育所 無料	
※幼稚園等に在園されている児童を含めて、保育料を決定します。		

## 2 申請手続き

別紙「幼稚園等在園にかかる保育料軽減申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、対象施設において在籍証明を受けた後、申請書を**4月10日（水）までに子育て支援課又は保育所**に提出してください。（子育て支援課へは郵送での提出も可能です）

なおきょうだいが上記③～⑧の施設に在園されている場合は、「障害福祉サービス受給者証」の写しと、事業者記入欄のページの写しを添付してください。

## 3 「幼稚園等在園にかかる保育料軽減申請書」配布場所

向日市ホームページ（便利なサービス→申請書ダウンロード→子育て・教育→「幼稚園等在園にかかる保育料軽減申請書」）からダウンロードしていただくか、子育て支援課の窓口、各保育所でも配布しております。

## 4 その他

提出いただいた申請書に基づき、軽減の可否を4月中旬の保育料決定通知でお知らせさせていただきます。

## 【問合せ先】

〒617-8772

向日市寺戸町小畑5番地1（東向日別館4階）

向日市市民サービス部 子育て支援課 保育係

電話：075-931-1111（内線344・348）

(保護者記入欄)

西暦 年 月 日

## 幼稚園等在園にかかる保育料軽減申請書

向日市長 あて

住所 向日市

保護者氏名

電話番号

下記「在籍証明」のとおり、多子軽減対象施設に在籍している児童がおりますので、次の保育所入所児童について保育料を変更するよう申請いたします。

該当する保育所入所児童

児童氏名	生年月日	保育所(園)名
	西暦 年 月 日	保育所
	西暦 年 月 日	保育所
	西暦 年 月 日	保育所

※ 多子軽減適用後、対象施設に在籍している児童が、退所(園)及び卒園(業)した場合、その翌月以降の保育料については、軽減が解除となります。

### 同意書

多子軽減の適用を受けるにあたり、下記「在籍証明」の児童について、在籍している施設に在籍の確認を行なうことに同意します。

保護者氏名

印

(施設記入欄)

### 在籍証明

保護者氏名: \_\_\_\_\_

在籍児童名: \_\_\_\_\_ 生年月日: 西暦 年 月 日

在籍年月日: 西暦 年 月 日から

上記児童につきまして当施設に、

西暦 年 月 日現在、在籍していることを証明します。

西暦 年 月 日まで、在籍していたことを証明します。

向日市長 あて

西暦 年 月 日

所在地

施設名

代表者氏名

電話番号

印